

2019 年 4 月 16 日

会員代表者各位

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 中西宏明

消費税の軽減税率制度について

会員各位におかれましては、2019 年 10 月の消費税率の引上げと併せて実施される軽減税率制度について、準備・取り組みを進められているものと存じます。

今般、関係省庁より、消費税の軽減税率制度に関する説明会等の広報・周知の依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。ご確認のほどお願いいたします。

[別添]

- ・消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い（協力依頼）

[本件に関するご連絡先]

経団連 経済基盤本部

電話：03-6741-0743（佐藤）、-0569（幕内）

E-mail：tax-t@keidanren.or.jp

以 上

2019年4月10日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

経 済 産 業 省
国 税 庁
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い
(協力依頼)

平素から、経済産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2019年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

貴団体においても、軽減税率制度の実施が迫る現下において、広く事業者の皆様の理解が進むよう、国が行う周知・広報施策にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 税務署等が開催する説明会のご案内

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介いただきますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
 - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
0570-030-456（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）
 - ・ 最寄りの税務署（電話相談センター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝日除く）
- レジ等導入・システム改修等の支援に関する相談
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】
0120-398-111（フリーダイヤル）
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ

消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日除く）

2. 会員事業者に対する周知・広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

国税庁作成リーフレット等が掲載されている URL を以下のとおりご連絡いたしますので、事務所内への掲示や機関紙（誌）への掲載など、積極的なご活用も併せてお願いいたします。

国税庁 URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//01.htm>

中小企業庁 URL

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/190131keigen4.pdf>

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/190325keigen1.pdf>

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」
- ・ 国税庁作成リーフレット「軽減税率制度への対応には準備が必要です」
- ・ 国税庁作成チラシ「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」
- ・ 国税庁作成ポスター縦版「消費税の軽減税率制度が実施されます」

- ・ 中小企業庁作成チラシ「消費税の軽減税率実施まで残り1年を切りました」
- ・ 中小企業庁作成チラシ「消費税軽減税率対応のためのレジ・システム補助金【第3版】」